

生徒心得

(1) 礼儀

互いに個人としての人格を重んじ、相互に敬愛の念を持って接し、常に礼を失することのないよう心掛けること。

(2) 風紀

- 1) 服装は高校生の品位にふさわしい質素・清楚を旨とし、ぜい沢華美に流されないこと。
- 2) 飲酒・喫煙および、酒・煙草やライター等の喫煙具を所持することを禁止する。
- 3) 暴力的行為は禁止する。
- 4) 備品および公共物を故意に破損・汚損することを禁止する。
- 5) 青少年保護条例に基づき、入場を禁止された場所への出入りを禁止する。
- 6) その他、生徒の本分にもとる行為は禁止する。(怠業・盗み・考査時の不正・その他不正・不純行為等)

(3) 登校・下校

- 1) 始業時刻は 8 時 35 分、下校時刻は 17 時 00 分とする。
- 2) 予鈴までに登校し、放課後は掃除当番・部活動・その他用事のある者を除き、直ちに下校すること。
- 3) 始業から終業までは許可なしに外出してはならない。止むを得ず外出しなければならないときは、担任または生徒指導部に届け、許可を受けること。
- 4) 下校時刻以後まで居残るときは、関係の先生の承認を得ること。
- 5) 休日は特別に許可された場合を除き、登校しないこと。
- 6) 登下校においては、道路交通規則を守り安全に留意すること。
- 7) 通学には、バイク・自動車等は禁止する。
- 8) 自転車の二人乗りは禁止する。自転車は自転車置き場に整頓して置き、施錠すること。

(4) 校内

- 1) 各時間の始業の合図が鳴ったら静かに決められた席に着席すること。
- 2) 校内では決められた校内履を用いること。
- 3) 掲示・放送等で伝達された事項に留意し、学習および校内活動に支障のないよう注意すること。
- 4) 始業後 10 分経過しても教科担任の先生の来室なき時は、ホームルーム委員長は直ちに職員室に連絡し指示を受けること。
- 5) 校内に私物（特に辞書、教科書等の学用品）を置いたままにしないこと。

(5) 掲示・放送・文書配布

- 1) 掲示・文書配布のときは、責任者は事前に関係の先生の承認を得て生徒指導部に届け、許可を受けること。なお伝達放送は関係の先生の許可を受けること。
- 2) 掲示・文書配布が許可されたときは、期日を厳守し、期日が過ぎたら責任をもって取り去ること。

3)次の各項に関するものは許可しない。

- ①政治・宗教活動に関するもの
- ②他人を中傷するもの
- ③公序良俗に反するもの（わいせつ・暴力的なもの）
- ④校内の秩序を乱すようなもの
- ⑤その他不相当と認められたもの

(6) 学校施設の利用

- 1)校舎・校具等の公共物を使用するときは、事前に管理責任者の許可を得て使用し、使用後はその旨速やかに届けること。
- 2)公共物は大切に扱い、誤って破損または汚損したときは直ちに関係の先生に届けること。
- 3)エレベーターの使用にあたっては、以下の規則に従うこと。
 - ①原則、使用禁止
 - ②「障がい」のある人、病気やケガ等で階段の昇降が困難な人が許可を得て使用する。
 - ③使用する場合は、飲食物を持ち込まない。美しく大切に使う。

(7) 保健・衛生・美化

- 1)常に健康に留意し、正しい生活習慣を確立し、健康で明るい生活を築くこと。
- 2)学校で指示する健康診断等は必ず受けること。
- 3)負傷または急病の時は直ちに最寄りの先生、保健室、又は養護教諭に連絡し、その指示に従うこと。
- 4)校内の掃除は毎日すること。
- 5)トイレは生徒用を使用し、備付の紙以外のものを使用してはならない。

(8) 所持品

- 1)自分の所持品にはすべて学年・組とともに記名し、学習および校内活動に必要なでない金品は持参しないこと。貴重品の管理は自分で気を付けること。
- 2)みだりに金品の貸借をしないこと。
- 3)金品を失ったり、または拾得したときは直ちに生徒指導部に届けること。

(9) 男女の交際

- 1)男女は互いの人格を尊重し、協力すると共に、その交際は清純潔白で、他から誤解を招かぬよう心掛けること。
- 2)男女の交際は明るく、しかも健全なものでありたい。いやしくも秘密をつくったり、風紀を乱すようなことがあってはならない。

(10) 校外での生活

- 1)校外でも本校生徒としての誇りと責任をもって行動すること。
- 2)夜間の外出および外泊は止むを得ない場合にとどめ、保護者に行先・帰宅時間を知らせておくこと。
- 3)旅行するときは保護者の許可を受けて、旅行届を担任に提出すること。

(11) 忌引

近親者に死亡者があったときは次の日数以内で忌服を認める。

父母	5日
祖父母・兄弟	3日
その他同居親族・伯（叔）父・（叔）母	1日

ただし、遠方に行く必要のあるときは申し出により往復日数を加算する。

服装に関する規定

本校生徒は常に清潔清楚で高校生らしく気品あるよう心掛け、以下の規定を守ること。

(1) 本校生徒は次の制服を着用すること。

1)10月1日より5月31日までの期間（冬服）

男子 本校指定の冬服（上衣・ズボン・シャツ・ネクタイ）

女子 本校指定の冬服（上衣・スカート・シャツ・リボン）

2)6月1日より9月30日までの期間（夏服）

男子 本校指定の夏服（シャツ・ズボン）

女子 本校指定の夏服（シャツ・スカート・リボン）

(2) 5月・10月の期間は合服（本校指定の制服の組み合わせ）を着用してもよい。

(3) 上衣は左胸にエンブレム（本校指定のもの）を縫い付けた状態で着用すること。

(4) セーター、ベストは本校指定のものを着用すること。また、冬季（12月1日より3月31日まで）は登下校に限り、防寒着を着用してもよい。色・柄は華美なものを避け、長さも危険時の機敏な動作の妨げにならない長さとする。

(5) 制服の変形については一切禁止する。制服を加工した場合、再購入してもらいます。

(6) 頭髪は故意に手を加えず、常に清潔感を保つこと。パーマメントおよび染色等は禁止する。

(7) ソックスおよびストッキングについては、色、柄は華美なものは避けること。冬季は薄手のタイツは認める。ただし、色は黒・濃紺に限る。

(8) 校舎内では本校指定のスリッパを履くこと。また登下校時については通学に適した靴を履くこと。

(9) アクセサリー、化粧、マニキュアは禁止する。

(10) 以上の規定と異なる装いをする時は、異装許可願を生徒指導部に提出すること。異装許可願には、必要事項を記入し、保護者及び担任印を押すこと。

(11) その他、ここに記されていない事項および細則については別途これを定める。

アルバイト・旅行に関する注意

(1) アルバイトについて

アルバイトは好ましくないが、止むを得ずアルバイトをしなければならないときは、保護者の許

可を得ること。

(2) 旅行について

個人または任意のグループや団体による旅行・水泳・登山・キャンプ等については、その目的・期間・方面・計画の内容等、保護者とよく相談して計画すること。また、問題行動や事故には十分注意するとともに、必ず社会的に指導の責任が持てる人の付き添い者と同行すること。

自転車通学に関する注意

(1) 自転車通学は許可制とする。

自転車通学の場合は届を提出し、許可された者だけ自転車使用を認める。

(2) 許可された者は自転車に所定のステッカーを貼付すること。

(3) 自転車には必ず施錠すること。

(4) 自転車は自転車置き場に整頓しておくこと。なお近距離の者はできるだけ徒歩で通学すること。

(5) JR で通学する者については、駅の有料自転車置場を使用する者についてのみ認める。